

町田市健康福社会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 2 月 2 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市健康福祉会館条例の一部を改正する条例

町田市健康福祉会館条例（昭和 6 3 年 1 2 月町田市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、会議室」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

施設名称	使用単位及び使用料（円）			
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間（午後 5 時 3 0 分から午後 1 0 時まで）	全日（午前 9 時から午後 1 0 時まで）
講習室	1, 8 0 0	2, 8 0 0	3, 5 0 0	8, 1 0 0

附 則

この条例は、平成 2 3 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

町田市健康福祉会館条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
(施設等の使用) 第5条 略 2 前項において使用することができる施設及び設備は、講習室及び附帯設備とする。	(施設等の使用) 第5条 略 2 前項において使用することができる施設及び設備は、<u>会議室</u>、講習室及び附帯設備とする。

町田市健康福祉会館条例新旧対照表(改正後)

__部分は改正部分

別表(第6条関係)

施設名称	使用単位及び使用料(円)			
	午前(午前9時から 正午まで)	午後(午後1時から 午後5時まで)	夜間(午後5時30分 から午後10時まで)	全日(午前9時か ら午後10時ま で)
講習室	1,800円	2,800円	3,500円	8,100円

町田市健康福祉会館条例新旧対照表(改正前)

別表

施設名	使用料			
講習室	(午前)1,500円	(午後)2,300円	(夜間)2,900円	(全日)5,800円

備考

講習室の使用時間は、午前は午前9時から正午まで、午後は午後1時から午後5時まで、夜間は午後5時30分から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。